

## 事業主の皆様

奈良労働局雇用均等室からのお知らせ

## 両立支援等助成金の活用を考えてみませんか？

- ① 「社員から『子供が小さい間、育児短時間勤務をしたい』と相談があった。」

→ 「子育て期短時間勤務支援助成金 ※」があります。



要件 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則等に規定し、その制度化された短時間勤務制度を6カ月以上利用させた場合 など。

1人目 40万円 2人目～5人目以降 15万円（中小企業事業主の場合）

※ 平成27年4月9日までに育児のための短時間勤務制度の利用を開始した労働者が対象となります。それ以降の育児短時間勤務はキャリアアップ助成金（多様な正社員コース）の対象となりえます。詳細は職業安定部職業対策課分室（電話 0742-35-6336）にお問い合わせください。

- ② 「社員の育休中は、代わりに派遣労働者を配置しようかな」

→ 「代替要員確保コース（中小企業事業主のみ）」があります。



要件 育児休業を終了した労働者を、原職等に復帰させる旨の取り扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者を原職等に復帰させた など。

1人当たり30万円（対象の社員が期間雇用者である場合は10万円加算）

- ③ 「久しぶりに育児休業する人が出そうだ」

→ 「育休復帰支援プランコース（中小企業事業主のみ）」があります。

要件 育休復帰プランナーの支援を受け育休復帰支援プランを策定・同プランにより措置を実施した など。

1事業主当たり1回限り 育休取得時 30万円 職場復帰時 30万円

- ④ 「期間契約社員にも育児休業を取得し継続就業してもらいたい」

→ 「期間雇用者継続就業支援コース ※（中小企業事業主のみ）」

があります。



要件 期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6カ月以上継続雇用した場合 など。

1人目40万円 2人目～5人目 15万円  
（正社員として復帰した場合、加算有り）

※ 平成28年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した場合に限ります。

⑤ 「会社に保育施設があれば、社員は安心して仕事に専念できるのだが…」

→ 「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」があります。

- 要件
- ・労働者の保育施設を事業所内に設置する事業主等に対し、設置、運営、増築等に係る費用の一部を助成します。
  - ・施設の運営開始前に労働局長の認定を受けていることが必要です。
  - ・利用者は原則として自社又は他社で雇用する雇用保険被保険者であること など。



助成対象は、設置費・運営費・増築費があり、それぞれ助成率・上限額が異なります。詳細は、雇用均等室へお問い合わせください。

⑥ 「女性の活躍推進に取り組みたい…隣の会社も始めるらしい…」

→ 「ポジティブ・アクション能力アップ助成金 ※」があります。

- 要件 女性の活躍推進について数値目標を設定し、研修を実施し、目標を達成した場合 など。

中小企業 30万円 大企業 15万円

- ※ 平成27年3月31日までに「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」に数値目標を掲載した事業主が対象となります。平成27年度に、「ポジティブ・アクション加速化助成金（仮）」が新設される予定です。



ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「きらら」

上記の助成金については、上記の要件以外にも育児休業規定の整備や一般事業主行動計画の策定など、様々な要件があります。



雇用均等室は、両立支援の取り組みを行う事業主の方を応援します

厚生労働省 事業主の方への給付金のご案内 URL

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

両立支援等助成金の詳細や支給申請については、下記まで

奈良労働局雇用均等室 電話 0742-32-0210

助成金担当専門の雇用均等相談員（両立担当）をご活用ください。